

りんご生産者の皆様へ

「リンゴ黒星病」の薬剤耐性菌が、 県内の一部地域で確認されています。

令和元年は、リンゴ黒星病のまん延防止対策として、新たな防除暦により防除を徹底していただいた結果、少発生で経過しましたが、県内の一部地域では、依然として、農薬のDMI剤・QoI剤が効かない黒星病(以下「薬剤耐性菌」)が確認されています。

この薬剤耐性菌が県内にまん延することを防止するためには、継続して防除対策を強化する必要があります。

そこで、発生状況を踏まえ、令和2年の防除基準は以下のとおりとします。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、引き続きご理解とご協力をお願いします。

ーリンゴ黒星病とはー

○ 糸状菌(かび)による病害で、胞子が飛散して葉、果実などに感染、発病します。

○ 病原菌は被害落葉で越冬し、翌年の発生源となります。



★ 令和2年防除基準・薬剤散布のポイント

● DMI剤※¹は年間1剤のみ使用可能とします。

・赤星病が多発傾向であったことも踏まえ、DMI剤の使用を再開(開花直前使用とし、ユニックス顆粒水和剤の加用を基本とする)

※¹ 使用できる薬剤については、普及センター又はJAの指示に従ってください。

● QoI剤単剤※²は、保護殺菌剤(オーソサイド水和剤80やベルコートフロアブルなど)を加用して使用する。

※² 【QoI剤単剤】 ・フリントフロアブル ・ストロビードライフロアブル など

● 重要防除時期の4～5月は、特に散布間隔が空かないように留意するとともに、降雨が予想される場合には、降雨前の予防散布を徹底する。

● 秋季感染を防ぐため、10月上旬まで薬剤散布を行う。

・晩生種に対する薬剤の使用時期(収穫前日数)を厳守する。
・早生種・中生種の園地でも10月上旬まで防除を実施する。

※ 使用する殺菌剤、防除時期等は、お近くの農業改良普及センター・JAにご確認ください。

薬剤散布以外の防除対策も継続実施願います！

★薬剤のかかりやすい栽培管理にご留意ください

- 薬液がかかりやすく、散布死角がないよう、樹形や枝の配置に考慮するとともに、枝葉の重なりが生じないように栽培管理に留意してください。

★発病した葉や果実は、適切に処分してください！

- 落葉した罹病葉は翌年の伝染源となります。園地外へ持ち出し、適切に処分してください。
- 発病した葉や果実から伝染源となる孢子が飛散します。発病を確認した場合は、速やかに摘み取って、上記同様に、園地外へ持ち出し、埋却または焼却により処分してください。



ほ場外に
持ち出し
埋却又は焼却

★県外産りんご苗木・穂木の導入は慎重に！

- 薬剤耐性菌は、平成30年度に県外から導入された苗木を植え付けたほ場で発生が多かったことから、耐性菌の発生県からりんご苗木、穂木等を購入する場合は、慎重に検討してください。

〔 県外から苗木・穂木等を購入する場合は、黒星病などに感染していない健全な苗木であることを苗木業者に確認してください。 〕

★疑わしい症状が確認されたら、お近くの農業改良普及センターへご相談ください。

- | | |
|----------------------------------|------------------------------------|
| ○ 佐久農業改良普及センター TEL:0267-63-3167 | ○ 上田農業改良普及センター TEL:0268-25-7157 |
| ○ 諏訪農業改良普及センター TEL:0266-57-2932 | ○ 上伊那農業改良普及センター TEL:0265-76-6841 |
| ○ 南信州農業改良普及センター TEL:0265-53-0436 | ○ 木曾農業改良普及センター TEL:0264-25-2230 |
| ○ 松本農業改良普及センター TEL:0263-40-1945 | ○ 北アルプス農業改良普及センター TEL:0261-23-6544 |
| ○ 長野農業改良普及センター TEL:026-234-9536 | ○ 北信農業改良普及センター TEL:0269-23-0221 |